

令和2年度指定自動車学校協会事業計画

令和2年度は、県協会定款第4条（事業）に基づき、県協会と各指定教習所が緊密な連携のもと、以下の事業等を積極的に推進していくこととする。

- 第1 県協会及び指定自動車教習所の適切な運営
 - 1 各種事業の積極的推進
 - 2 公正競争規約の適正な運用
 - 3 適正な個人情報保護指針の推進
 - 4 「指定自動車教習所管理マニュアル」による適切な教習所管理の推進

- 第2 自動車教習所の事業発展のための施策の推進
 - 1 教習所運営等に関する調査研究及び教習需要に関する情報の収集
 - 2 指定自動車教習所の広報活動の積極的推進
 - 3 ブラッシュアップ講習の実施に向けた調査研究
 - 4 教習指導員資格取得に向けた審査前講習会の開催
 - 5 教習所に係る行政手続きコスト削減に向けた取組みの強化

- 第3 高齢者講習等各種講習の積極的推進
 - 1 高齢者講習の円滑な実施に向けた対応
 - 2 初心運転者講習等各種講習の適正な実施

- 第4 教習指導員等の教習水準維持向上に向けた施策の推進
 - 1 職員法定講習の適正、かつ、効果的な実施
 - 2 応急救護処置指導員養成講習の実施
 - 3 運転適性検査指導者養成講習とOD検査講習会の実施
 - 4 第6回教習指導員二輪安全運転競技大会の開催
 - 5 学科教習競技大会の継続実施と九州地区大会への派遣
 - 6 指定自動車教習所の働き方改革の推進
 - 7 道路交通法改正に向けた施策の推進

- 第5 交通安全思想の普及に関する施策の推進
 - 1 交通安全運動の積極的な推進と交通安全教育センター活動の支援
 - 2 指定自動車教習所広報月間の積極的推進
 - 3 各種交通安全講習会の積極的推進

- 第6 受託業務等の適正な推進と新規受託業務の開拓
 - 1 取得時講習等受託業務の適正な推進
 - 2 公安委員会からの受託業務拡大のための調査研究

- 第7 関係機関・団体との連絡調整

- 第8 社会貢献活動の積極的実施

- 第9 各種会議及び研究会の開催
 - 1 定款に基づく定例会議の開催

- 2 その他の会議の開催
- 3 各種研修会、講習会の積極的实施
 - (1) 各種講習会の開催
 - (2) 助成・優遇制度活用のための研修会の開催

第10 その他の業務の推進

- 1 表彰規程に基づく表彰の実施
- 2 全指連・九指連への各種表彰等の積極的上申
- 3 機関誌（沖自協通信）の継続発行
- 4 協会HPへの指導員等職員募集の掲載